

空き家の
管理が大変！

空き家でお困りでは
ないですか？

貸す前に
リフォームしたい！

垂水市 空き家バンク

家財道具を捨てて
貸したいけど、
お金がかかる・・・

家が古く、ご近所に
迷惑がかからないか
心配・・・



空き家を売りたい・貸したい

窓口：企画政策課地域振興係（内線246）

「垂水市空き家バンク制度」をご活用ください。

空き家バンクとして、垂水市内の空き家（賃貸・売却が可能な物件）を市のホームページ等に掲載し、利用を希望される方々へ紹介しています。

step

01

申込書の提出

登録申込書を企画政策課へ提出してください。様式は、市のホームページでダウンロードされるか、直接お問い合わせください。

step

02

現地調査～登録

市の担当者と不動産業者が現地確認を行い、その後空き家バンクへ物件を登録します。

※家の状態によって賃貸・売却物件として扱えない場合もあります。

step

03

利用者募集

市のホームページや窓口等で登録された物件情報を公開します。

step

04

交渉・契約

利用希望の申し出があった際、市または不動産業者より所有者へご連絡します。

※市は交渉・契約に関する仲介行為は行いません。当事者間での解決をお願いいたします。



空き家を解体したい

窓口：土木課建築係（内線340）

「垂水市空き家解体撤去事業」をご活用ください。

補助対象工事費の合計額が30万円（消費税込み）以上の工事に対し、費用の一部を補助します。

- ・一般解体：対象工事費の30%を補助します。ただし、上限額は30万円です。
- ・解体後住宅を新築する場合：対象工事費の50%を補助します。ただし、上限額は50万円です。空き家解体と同年度内に着工することが条件です。

※空き家を解体撤去することにより、固定資産税が増額となる場合があります。

詳しくは税務課固定資産税係（内線137）にお問い合わせください。

垂水市役所 ☎32-1111（各窓口の係名または内線番号をお伝えください）



空き家内の家財を捨てたい

窓口：企画政策課地域振興係（内線246）

「垂水市空き家有効活用推進事業」をご活用ください。

空き家内の家財道具等を処分するために必要な費用について、**補助対象経費の3分の2（上限5万円）**を補助します。
家財道具を処分する前に申請してください。

受付期間／令和8年4月1日～令和9年2月26日

対象物件／空き家バンク登録物件
補助金活用後、空き家バンクに3年間
登録可能な物件

対象者／対象物件の所有者
市税の滞納がない者
3親等内の親族間での物件売買または
賃貸等でないこと

業者による見積

申請書の提出

審査・交付決定

工事の実施

実績報告書の提出



空き家をリフォームしたい！

窓口：企画政策課地域振興係（内線246）

「垂水市空き家リフォーム推進事業」をご活用ください。

増改築・修繕等の費用（対象工事費20万円以上）について、**補助対象事業費の3分の2（上限75万円）**を補助します。
リフォームする前に申請してください。

受付期間／令和8年4月1日～令和8年12月28日

対象物件／空き家バンク登録物件
補助金活用後、空き家バンクに3年間
登録可能な物件

対象者／対象物件の所有者
市税の滞納がない者
3親等内の親族間での物件売買または
賃貸等でないこと

業者による見積

申請書の提出

審査・交付決定

工事の実施

実績報告書の提出

審査

補助金の交付



空き家バンク登録物件を買いたい！

窓口：企画政策課地域振興係（内線246）

「垂水市住宅取得費助成金交付事業」をご活用ください。

垂水市内における**子育て世帯**又は**転入世帯**で、自ら居住するために、市内に住宅を建設・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成します。

受付期間／随時

助成要件／市内で自らが居住するために一戸建て住宅を建設又は購入し、引き渡しを受けた者
住宅取得から1年を経過していない者
市税の滞納がない者（世帯員全員）
過去に本助成金の交付を受けていない者

助成額／子育て転入世帯 上限200万円（住宅取得額の5分の2）
転入世帯 上限100万円（住宅取得額の5分の1）
子育て世帯 上限50万円（住宅取得額の10分の1）

※子育て転入世帯、転入世帯の場合は助成額のうち一部を市内商品券で助成

住宅取得額500万円未満の
物件も対象になりました！

